

「大崎市第4期障害福祉計画（素案）」に対するご意見と回答

1 パブリックコメントの実施について

(1) 実施期間 平成26年12月26日（金）～平成27年1月16日（金）

(2) 実施結果 意見提出者1名，件数1件

ページ	項目	ご意見の内容	回答の内容
		<p>計画相談が義務化されましたが、利用者の希望に添ったマネージメントにはほど遠く、それには宿泊型の施設の不足等や例えばショートステイがとれたとしても、日中活動への移動が困難等まだまだ問題が出て来ています。マネージメントされたことがスムーズに出来る様体制を充実して欲しい。</p> <p>地域で生活して行くには地域内（大崎市）でのサービスを望んでいます。他の地域に頼る事なく大崎市内でのサービスの充実を望みます。新しい施設を作るのが難しいのなら福祉事業を柔軟に考え、老人施設等も利用する等の措置を取ってもいいのではないのでしょうか。援護寮が精神障害の方しか利用出来ないのもおかしいと思います。</p>	<p>障害福祉サービスを利用するためには、相談支援専門員が作成するサービス等利用計画が必要になります。このサービス等利用計画のとおり利用者が必要サービス等を身近な地域で受けられるように、障害福祉計画に基づき、事業所等の確保を図り、体制を整備します。</p> <p>なお、生活介護事業については、基準該当事業所として登録された高齢者介護施設を利用することができます。</p> <p>また、援護寮については、短期入所、自立訓練のサービスを提供していますが、施設の構造上、支援の内容から精神に障害のある方を中心に支援しています。</p>